

IV 社会全体での森林資源の保全・活用による山村再生システムの構築

【社会的協働による山村再生対策 2, 350(0) 百万円】

対策のポイント

山村が有する環境、教育、健康面の機能に着眼して、政策的支援と企業からの支援を集約するセンター機能を創設し、森林資源の保全・活用により、山村の再生を図る取組を推進します。

(具体的な取組)

① 森林資源を利用した二酸化炭素排出量削減の取組、② 木質バイオマス資源の山村地域からの安定供給を確保する取組、③ 森林資源を新素材やバイオエタノール等に転換する新しい環境ビジネスを山村地域に定着させる取組、④ 健康関連産業や教育関連産業を山村に定着させる取組を推進します。

政策目標

- 森林資源の活用により二酸化炭素排出量の削減
- 森林の整備と林業の再生に寄与

<内容>

1. 社会的協働による山村再生対策の構築

山村固有の資源の新たな活用を図るため、センター機能を核として社会的システムを構築し、都市の資本を含む社会全体の協働により、山村の再生と森林資源の活用による低炭素社会の実現をめざす取組を推進します。

社会的協働による山村再生対策構築事業 350(0) 百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体

2. 木質バイオマス資源を供給・活用するためのインフラ整備

木質バイオマス資源を供給・活用するために欠かせない路網を整備し、間伐等の森林整備を推進します。

森林環境保全整備事業等（公共） 2, 000(0) 百万円
補助率：3/10等
事業実施主体：地方公共団体、森林組合等

3. 低利な運転資金の融通

チップ、ペレットの安定供給を確保するため、チップ等を製造するための間伐材等の素材生産又は引取りを行う内容の協定が結ばれた場合、当該素材生産業者、チップ工場等に対し低利な運転資金を融通します。

【金融措置：木材産業等高度化推進資金】

【担当課：林野庁計画課

(03-3502-0048(直))】